

令和4年度第1回山形県特定鳥獣保護管理検討委員会 発言趣旨

- 1 日時 令和4年7月1日（金）午前9時半～11時半
- 2 開催方法 ZOOM
- 3 委員
鈴木正嗣（岐阜大学）、江成広斗（山形大学）、山内貴義（岩手大学）、藤本竜輔（農業・食品産業技術総合研究機構）、遠藤三郎（山形県猟友会）、（片桐弘一の代理）松野尚（山形県獣医師会）、高橋吉彦（山形県農業協同組合中央会）（欠席）、鈴木康雄（山形市）、野口勝世（最上町）、石黒龍実（米沢市）、五十嵐修一（鶴岡市）、齋藤真朗（山形県）（敬称略）

（1）山形県特定鳥獣保護管理検討委員会設置要綱の一部改正案について（協議）

（事務局）

説明

（2）令和3年度鳥獣による農作物被害額について（報告）

（事務局）

説明

（3）第二期山形県イノシシ管理計画の進捗状況について（報告）

（事務局）

説明

被害額減少の理由について

（江成委員）

県内のイノシシによる農業被害の減少理由は、豚熱によって各地でイノシシが多数死亡したことも関係しているか。

（事務局）

科学的根拠に基づいた原因は、わからない。

（鈴木正嗣委員）

岐阜県では、カメラトラップの調査により、豚熱発生後のイノシシの減少が認められている。

イノシシ被害対策関係事業について

（江成委員）

- ・ 山形大学受託している大型野生動物生息動向調査は「獣類の里山出没頻度の評価」という位置づけは正しくないので修正をお願いしたい。

- ・ GPSテレメトリをもちいたイノシシ追跡調査を実施する経緯について、委員会の場で一度も報告されていないが、なぜこうした調査が進められているのか。以前は、被害に関わる普及啓発をメインに進めることになっていたと記憶している。また、この調査によって、具体的にどのような成果が得られると考えているのか。
- ・ 鳥獣対策の指導者育成事業の中身が、県と大学が協働で当該事業を計画した当初とは全く違うものになっている。今まで議論して積み上げたことを変更する場合は、合理的な説明が必要である。

(事務局)

この事業は当初、他課で実施し、現在は当課で実施している。その中でどのような経緯があって内容が変わったのか、不明なところもあるのでお詫びする。来年度は、確認しながら、効果が上がるような研修体系になるように、打ち合わせしたい。

(鈴木正嗣委員)

捕獲のための研修についても、現場で生かせる研修になっていない。人材育成の部分とも関連するが、単発ではなく、系統的な講義カリキュラムでないと根づかない。

豚熱について

(鈴木正嗣委員)

家畜衛生関連の部署とも協議し、豚熱の防疫措置に関する研修をした方がいい。

生息数について

(藤本委員)

推定生息頭数の設定根拠は、推定モデルによる中央値とのことだが、これを推定生息頭数とすると多くの人が誤解するので注意が必要である。

指定管理鳥獣捕獲事業について

(事務局)

村山地域では、120頭の捕獲目標に対して120頭の捕獲、西村山、最上、庄内では240頭捕獲目標に対して135頭の捕獲を行った。

わなでの捕獲が十分にできなかったのが目標達成できなかった原因になる。

(鈴木正嗣委員)

目標頭数に対しての捕獲頭数が評価基準のようだが、目的は被害を減らすことであるため、そういった効果測定を入れるべきである。

(藤本委員)

一部の目標達成率が低い。指定管理鳥獣捕獲等事業は県が発注する事業なの

だから、本来、計画頭数の捕獲は履行されるべき事項である。技術的問題なのであれば解決案を次回計画に盛り込むか、それでも達成見込みがないなら目標の見直し（頭数の引き下げ）が必要である。

（鈴木正嗣委員）

指定管理鳥獣捕獲等事業は、狩猟とは異なる。公共事業の位置付けになる。基本的な考え方や従事者の認識等を考慮して実施すべきである。

捕獲後の処理について

（鈴木康雄委員、野口委員、五十嵐委員）

イノシシ捕獲後の処分方法は、一部自家消費でほとんどが埋設処理である。埋設の負担は大きい。

（４）第二期山形県イノシシ管理計画の一部変更（協議）

（事務局）

説明

広域捕獲活動支援事業の担い手について

（藤本委員）

無計画な捕獲事業の追加によって、本来最も重要な、被害対策の人手が奪われる結果にならないか危惧する。

（江成委員）

指定管理鳥獣による捕獲事業の担い手も十分に確保できない山形県において、どの主体がこうした広域捕獲事業をあらたに実施できるのか疑問である。

（事務局）

認定管理鳥獣捕獲等事業者は、山形県猟友会以外にも一者が認定されているが、わな猟のみで人数も少なく、広域捕獲事業を実際できる体制にはなっていない。実質的には今まで指定管理鳥獣の捕獲等をお願いしている猟友会の方々にお願ひせざるを得ない。

今後、猟友会や市町村の方々も交えて具体的な体制を検討したい。

（江成委員）

広域捕獲に関する事前の評価はどの事業体ができるのか。

（事務局）

どこに委託するかは未定である。

（江成委員）

アクセスが容易でない山林が多い山形県において、具体的に実現可能な事業なのか十分に事前調整が必要である。

（鈴木正嗣委員）

- ・ やることが膨大で捕獲従事者が様々な捕獲に関わらなければならない。負

担になる。本来の目的を見失わないように検討してほしい。

- ・ 管理計画の推進体制で、狩猟者の確保、育成支援という言葉がある。狩猟者と捕獲事業従事者を使い分ける必要があるのではないか。趣味の狩猟ではなく、「公共性のある捕獲」のウエイトが増大していることから、国の文書などでも、狩猟者育成ではなく、捕獲従事者の育成という表現が増えている。

広域捕獲活動支援事業の今後の見通しについて

(事務局)

当該事業が実施される見通しは、今年度の調査結果次第であり、実施体制についても今年度中に検討したい。

(山内委員)

進捗状況を確認できる機能があるとよい。

捕獲に頼らない被害対策の重要性について

(江成委員)

山形県内のイノシシ対策で一番求められているのは、効果がみられていない捕獲ではなく、効果が明らかな侵入防止柵の設置をはじめとした基本的対策の普及である。それが不十分な状況で、新たに対策メニューを追加するのは現実的ではない。そもそも山形県では電気柵の普及率が他県よりも低い。市町村の現状を十分に理解した上で、この議論が進めるべきである。

(鈴木正嗣委員)

捕獲すれば被害が減るという幻想に振り回される時代は終わってきている。電気柵については、技術的に確立されているので被害削減対策の順番を考える必要がある。ただし、豚熱を考慮すれば、捕獲の推進は必要である。

補足

(事務局)

指定管理鳥獣捕獲等事業のうち複数の市町村が連携して行う事業について交付金の対象として認められるのは協議会の設立後3年までとなっている。今回広域捕獲の要望を行ったところは既に3年経過しており、指定管理鳥獣捕獲等事業では実施できない。それもあって、この新設された広域捕獲等活動支援事業を活用して、広域的な捕獲を行っていきたいと考えた。